高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十四号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十九条並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第一項（同法第八十条の六において準用する場合を含む。）及び第百十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の見出し中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に改め、同条中「（法）」の下に「第八十条の六及び」を加える。

第四十六条第三項ただし書中「第二十七号から第三十九号まで」を「第二十八号から第四十号まで」に改め、同項の表第十三号（六）中「第十六号（六）」を「第十七号（六）」に改め、同表中第三十九号を第四十号とし、第三十三号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十二号中「第三十八号」を「第三十九号」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表中第三十一号を第三十二号とし、第十六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　法第四十六条の規定に基づく権限	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（電気工事士法施行令の一部改正）

第二条　電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表及び第十二条第四号中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第三条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に、「限る。）に」を「限り、同法第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）に」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第九号中「限る。）内」を「限り、同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）内」に改める。

第二章　経過措置

第五条　高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、同項に規定する小規模事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。

附　則

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

電気工事士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十五号

電気工事士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「筆記試験」の下に「又は電子計算機を使用する方法による試験（以下「学科試験」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項、第九条（見出しを含む。）、第十条並びに第十一条第一項中「筆記試験」を「学科試験」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。